那覇市立垣花小学校いじめ防止基本方針

那覇市立垣花小学校

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは, 「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」です。

「いじめ防止対策推進法(平成25年度 法律第71号)より」

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こり うるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、 全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ 防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して,事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。 また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに 学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう に努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ①人権の日 毎月10日を「人権の日」として設定している。
- ②人権教室 人権擁護委員を要請し、道徳授業を行う。
- ③校長講話 全体朝会での校長講話でいじめに関する講話を行う。

- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ①一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体つくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となる ものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫
- ②人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

ソーシャルスキルトレーニングを行い,自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ,そんな中に認められる自分が存在することを感じることで,自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。

③人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の 工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総 合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

- 3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組
- (1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ② おかしいと感じた児童がいる場合には、「職員会議」や「合同支援委員会」の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談室」や「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 垣花幼稚園在籍の園児で、本校に進学する者に対しては、幼稚園主任から情報を得る。
- ⑤「いじめアンケート」を毎月行い,児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。
- ⑥ ⑤と同様に年2回の「教育相談アンケート」により、実践的な態度を養う道徳教育の 推進を推し進める。
- ⑦県のいじめ対応マニュアルを活用する。
- (2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら指導を行っていく。
- (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組
- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば,「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。
- 4 いじめ問題に対する校内の取り組み
- (1)日常的な指導体制
- ①「合同支援委員会」

毎月10日前までに、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・教育相談担当・関わりのある学級担任・その他関係職員(必要に応じてPTA会長・地域人材を含む)により、問題傾向を有する児童に関する現状や指導についての情報交換、及び共通行動についての話合いを行う。

② 関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに 教頭に報告する。また、状況によっては「緊急合同支援委員会」を開催し敏速な対応 を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり対処する。 緊急を要する問題行動が発生したときに、「緊急合同支援委員会」を開催する。緊急 子ども支援委員会参加のメンバーは以下の通りである。

〈校内構成員〉校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、関わり のある学級担任・その他関係職員

〈校外構成員〉教育委員会指導主事、関係機関の助言者

- 5 「校内いじめ対策委員会」の組織
 - (1) 週単位での常設指導体制
 - ① 週に一回、金曜日の放課後に今週の児童の様子に関する情報交換を行う。

〈校内構成員〉校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、 関わりのある学級担任、その他関係職員